

八雲町中小企業等

設備導入支援事業

設備導入を支援!



申請受付期間

令和6年4月26日（金）～令和6年5月31日（金）

どんな制度？

八雲町中小企業等設備導入支援事業とは、町で新たに起業及び事業を承継する方の設備等の導入並びに中小企業及び小規模事業者が実施する経営の改善に資する設備等の導入に対し補助金を交付することで起業支援及び事業承継等の課題解決並びに事業者等の業務効率改善を図り、もって町の中小企業及び小規模事業者を活性化させる制度です（ただし、**第一次産業は除く**）。

補助金額

1,500万円（上限1件当たり300万円）令和6年度予算

※予算の範囲内で補助 ※対象事業費の1/2以内 ※1事業者1回のみ

対象となる事業者は？

町内に居住（予定）する以下の方

- ①新たに事業を開始する方・法人
※申請年度の4月1日を基準日として、過去2カ年までに起業したもの
※事業完了までに開業するもの
- ②事業承継者
※業を営んでいる親族、又は現に業を営んでいる方から引き継いだ方
- ③経営改善のために設備更新する
個人事業主・法人
- ④転業する個人事業主・法人

対象となる費用は？

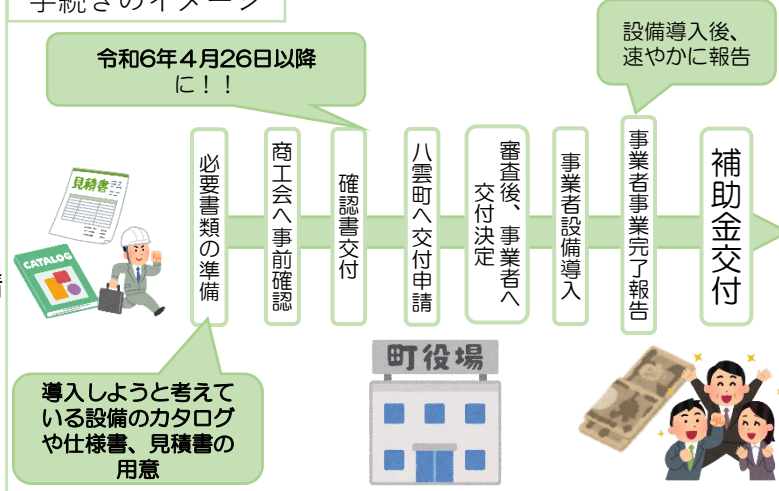
- 効率改善や生産性向上につながるもの
- 経費の合計が50万円（税抜）以上の設備等
- 事業を営むにあたり必要となる建物・設備及び備品購入費用
- 一点が10万円（税抜）以上
※ただし、DX（デジタルトランスフォーメーション）に資する設備導入の場合は、合算額とする。
- 施工や購入等は**原則**、町内業者によるもの
- 国・道補助に該当する場合でも対象となる可能性があります。

※詳細は裏面をご覧ください

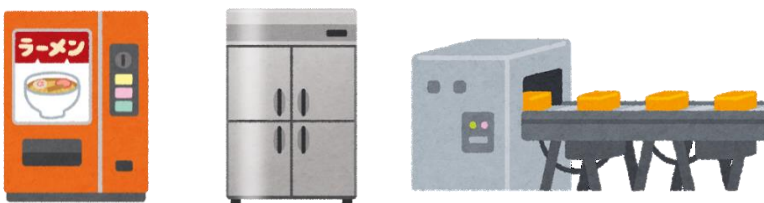
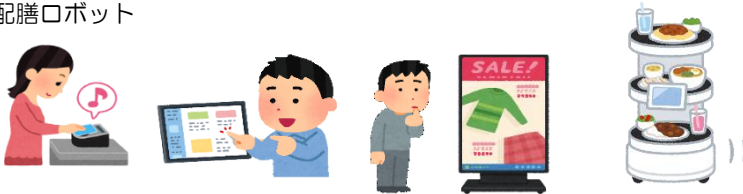
手続きの流れは？

- ①事業者は確認依頼書（様式第2号）と必要書類を、八雲商工会へ事前確認。
- ②八雲商工会確認後、事業者へ確認書（様式第3号）及び提出書類写しの交付。
- ③申請書（様式第1号）及び上記書類を添付し、八雲町商工観光労政課へ提出
※ 4月26日～5月31日の受付期間内での申請
- ④審査後、交付決定（1カ月以内）。
- ⑤設備導入後、事業完了報告（1カ月以内）。
- ⑥補助金の交付。
※ 補助金の交付は事業完了報告後となります。

手続きのイメージ



対象費用及び設備（下記に該当するもの）

対象経費	対象設備等	内容
補助対象経費 50万円以上 （税抜） 例： ①申請額250万円 ⇒対象 ②申請額40万円 ⇒対象外	建物及びその付属 施設、構築物、機 械及び装置、工具、 器具及び備品	対象設備は一点10万円（税抜）以上のものとする。 設備の例：自社製品の自販機、業務用冷蔵庫、製造機械導入、 ドローン、（ネットショップに係る商品保管の）倉庫 など 
	DX(デジタルト ランスフォーメー ション) に資する 設備	対象設備一点の金額が少額であることから、DXに資する各設備 導入に係る費用を合算するものとする。 DXの例：キャッシュレス決済、セルフオーダー、デジタルサイネージ、 配膳ロボット 
対象外となる代表例 1.中古品・リース・レンタル 2.汎用性のあるもの（目的外に利用 できるもの（右参考）） 3.一点10万円（税抜）未満 4.消耗品 5.民泊業 など	テレビ、パソコン （ただし、DXに資する導入システムの一部に組み込まれており、事業以外の用途 に利用可能でない場合は対象）、 スマートフォン、車輛、タブレット端末 （ただし、 キャッシュレス決済及びセルフオーダー等のDXに資する場合は対象）、 エアコン、机、椅子、 カーテン、応接セット、コピー機、プリンタ （ただし、製造業等業務のみに使用す る3Dプリンタは対象）、 再生可能エネルギー設備、蓄電池、固定電話、 FAX、診療報酬・介護報酬を受ける事業に使用しうるもの など	

※対象になるかどうかは下記連絡先までご連絡ください

必要書類

- 1 誓約書兼同意書（様式第4号）
- 2 中小企業等設備導入計画に関する確認書（様式第3号）
- 3 設備等の金額及び仕様が確認できるもの（見積書、カタログ、仕様書）
- 4 営業許可証（事業承継者、又は経営改善のための設備更新を行う者のみ）
- 5 中小企業等設備導入計画（様式第2号）
- 6 その他町長が必要と認めるもの

申請・お問い合わせ先

北海道二海郡八雲町住初町138番地
 八雲町役場 商工観光労政課
 TEL：0137-62-2116 〒049-3192

制度の詳細や申請書などは
 町ホームページに掲載しております。
 ※申請書は商工観光労政課にも用意しております。

